

## 江戸優り佐原のまちづくり助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人江戸優り佐原まちづくりフォーラム（以下「まちづくりフォーラム」という。）が江戸優り佐原のまちづくりを支援するための助成事業を適正に実施するため、江戸優り佐原のまちづくり助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 まちづくりフォーラムは、市民等が自主的かつ自律的に行うまちづくりを支援し、もって佐原地域及びその周辺地域の振興及び活性化を図るため、市民等の行うまちづくりの諸活動に係る経費に対し、この要綱に基づき、助成金を交付する。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となるものは、次の各号の要件を満たす団体とする。

- (1) 満20歳以上の者2人を含む5人以上で組織されていること。
- (2) 団体の運営に関する規約、会則等を定めていること。
- (3) 当該地域の多数の住民に支持されると認められること。
- (4) 政治活動、宗教活動を目的としていないこと。

2 前項に規定する団体のほか、高等学校、大学、研究機関とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業としてまちづくりフォーラムが認めた事業とする。

- (1) 佐原地区のまちづくりに関する事業、佐原地区と他地域を結ぶ事業又は佐原地区を他地域に周知するための事業であること。
- (2) 団体の構成員のみを対象とする事業でないこと。
- (3) 助成金の交付を受けようとする年度内に完了する事業であること。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、助成事業の目的を達成するために直接必要な経費とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の100分の100以内で理事長が定める額（助成の単位は1万円、1事業あたりの助成は50万円を限度）とする。ただし、理事長が必要と認める場合はこの限りでない。

(第三者機関の設置)

第7条 助成金の支給を適正かつ公平に行うため、まちづくりフォーラムに江戸優り佐原のまちづくり助成金運営委員会を設置する。

2 江戸優り佐原のまちづくり助成金運営委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を申請しようとする団体は、理事長が指定する期間に江戸優り佐原のまちづくり助成金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて理事長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 申請書の提出があったときは、その内容を江戸優り佐原のまちづくり助成金運営委員会に諮ったうえで理事会で助成金の交付の可否を決定し、理事長が江戸優り佐原のまちづくり助成金交付決定通知書(第2号様式)により当該団体にその旨通知するものとする。

2 理事長は、前項において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して助成金の交付を決定することができる。

(申請の取下げ)

第10条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成団体」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、江戸優り佐原のまちづくり助成金交付申請取下げ書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定は、なかったものとみなす。

(変更承認)

第11条 助成団体は、助成事業の内容を変更しようとするとき、又は助成対象経費の額を変更しようとするときは、あらかじめ江戸優り佐原のまちづくり助成金変更承認申請書(様式第4号。以下「変更承認申請書」という。)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第9条第1項により交付の決定を受けた助成金の額に影響を及ぼさない範囲内で、助成活動ごとの助成対象経費の30%以内の額を変更する場合については、この限りでない。

2 理事長は、変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を江戸優り佐原のまちづくり助成金変更交付決定通知書(様式第5号)を助成団体に通知するものとする。

3 理事長は、前項の場合において、必要に応じ、変更承認申請書に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

(助成活動の中止又は廃止)

第12条 助成団体は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、江戸優り佐原のまちづくり助成金中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成活動遅延の報告)

第13条 助成団体は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 助成団体は、助成事業の遂行及び支出状況について理事長から報告を求められたときは、速やかに江戸優り佐原のまちづくり助成金活動状況報告書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

(助成活動の遂行等の命令)

第15条 理事長は、助成団体が提出する報告等により、その団体の助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その団体に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成団体が前項の命令に違反したときは、その団体に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第16条 助成団体は、助成事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、江戸優り佐原のまちづくり助成金実績報告書(様式第8号。以下「報告書」という。)に必要書類を添えて理事長へ提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第17条 理事長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、江戸優り佐原のまちづくり助成金確定通知書(様式第9号)を助成団体に通知するものとする。

(支払請求)

第18条 助成団体が、助成金の支払を請求するときは、江戸優り佐原のまちづくり助成金支払請求書(様式第10号)を理事長に提出しなければならない。

い。

2 事業の円滑な遂行のため必要と認めるときは、交付決定額の100分の80を限度として概算払いすることができる。

3 前項の規定により概算払いを受けた団体は、助成金の額の確定を受けた後、その確定額に基づき速やかに助成金の精算をしなければならない。

(交付決定の取消等)

第19条 理事長は、第12条の規定による申請があった場合、及び次の各号に該当する場合は、第9条第1項、及び第11条第2項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 助成団体が、助成金を助成活動以外の用途に使用した場合

(2) 助成団体が、助成活動に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合

(3) 助成団体が、その他この要綱に違反した場合

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(助成金の返還)

第20条 理事長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成団体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 理事長は、助成団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

(調査等)

第21条 理事長は、助成金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、助成団体に対し報告をさせ、関係者に対し質問することができる。

(財産の管理等)

第22条 助成団体は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、助成活動の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第23条 助成団体は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価10万円以上の機械及び器具については、別に定める期間内においては、理事長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の場合において、理事長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を理事長が指示する方法

により納付させることができる。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。